

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 消費者契約法の一部改正

一 事業者の努力義務に関する改正

第三条第一項の規定において掲げる措置（事業者が講ずるよう努めなければならない措置）に、次に掲げる措置を講ずること。

1 消費者契約の締結について勧誘をする際の必要な情報の提供において、事業者が知ることができた個々の消費者の事情を総合的に考慮するものとし、個々の消費者の事情として年齢及び心身の状態を追加すること。

2 民法第五百四十八条の二第一項に規定する定型取引合意に該当する消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者が同項に規定する定型約款の内容を容易に知り得る状態に置く措置を講じているときを除き、消費者が同法第五百四十八条の三第一項に規定する請求を行うために必要な情報を提供することを追加すること。

- 3 消費者の求めに応じて、消費者契約により定められた当該消費者が有する解除権の行使に関して必要な情報を提供することを追加すること。
(第三条第一項関係)

二 困惑類型の追加

第四条第三項の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）に、次に掲げる行為を追加すること。

- 1 当該消費者に対し、当該消費者契約の締結について勧誘をすることを告げずに、当該消費者が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該消費者をその場所に同行し、その場所において当該消費者契約の締結について勧誘をすること。

- 2 当該消費者が当該消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、当該消費者が当該消費者契約を締結するか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該事業者以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該消費者が当該方法によって連絡することを妨げること。

- 3 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約の目的

物の現状を変更し、その変更前の原状の回復を著しく困難にすること。

(第四条第三項第三号、第四号及び第九号関係)

三 無効とする消費者契約の条項の類型の追加

第八条の規定において、無効とする条項（事業者の損害賠償責任を免除する条項）に、事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者（以下この三において「事業者等」と総称する。）の故意又は重大な過失によるものを除く。）又は消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者等の故意又は重大な過失によるものを除く。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する消費者契約の条項であつて、当該条項において事業者等の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていない条項を追加すること。

(第八条第三項関係)

四 損害賠償の額の予定又は違約金の算定の根拠の概要を説明する努力義務の創設

事業者は、消費者に対し、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に基づき損害賠償又は違約金の支払を請求する場合において、当該消費者から説明を求められたときは、

損害賠償の額の予定又は違約金の算定の根拠（五の2において「算定根拠」という。）の概要を説明するよう努めなければならないものとする事。

（第九条第二項関係）

五 適格消費者団体の要請に係る制度の創設

1 消費者契約の条項の開示要請に係る制度の創設

イ 適格消費者団体は、事業者又はその代理人（以下この五において「事業者等」と総称する。）が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み等の意思表示を現に行い又は行うおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、その事業者等に対し、その理由を示して、当該条項を開示するよう要請することができるものとする事。ただし、当該事業者等が、当該条項を含む消費者契約の条項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しているときは、この限りでないものとする事。

（第十二条の三第一項関係）

ロ 事業者等は、イの要請に応じるよう努めなければならないものとする事。

（第十二条の三第二項関係）

2 損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請等に係る制度の創設

イ 適格消費者団体は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項におけるこれらを合算した額が第九条第一項第一号に規定する平均的な損害の額を超えると疑うに足る相当な理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該条項を定める事業者に対し、その理由を示して、当該条項に係る算定根拠を説明するよう要請することができるものとする。

(第十二条の四第一項関係)

ロ 事業者は、イの算定根拠に営業秘密が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き、イの要請に応じるよう努めなければならないものとする。

(第十二条の四第二項関係)

3 差止請求に係る講じた措置の開示要請に係る制度の創設

イ 第十二条第三項等の規定による請求により事業者等がこれらの規定に規定する行為の停止等又は当該行為の停止等に必要な措置をとる義務を負うときは、当該請求をした適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その事業者等に対し、これらの者が当該義務を履行するために講じた措置の内容を開示するよう要請することができるものとする。

(第十二条の五第一項関係)

ロ 事業者等は、イの要請に応じるよう努めなければならないものとする。

(第十二条の五第二項関係)

六 適格消費者団体の認定及び監督に関する規定の整備

1 第十三条第一項の認定の申請書に添付すべき経理的基礎を有することを証する書類について、所要の規定を整備すること。
(第十四条第二項第八号関係)

2 適格消費者団体の学識経験を有する者による調査を受ける義務を廃止すること。

3 適格消費者団体が作成等しなければならぬ書類について、所要の規定を整備すること。

(第三十一条関係)

七 罰則

罰則について所要の規定を整備すること。

(第五章関係)

八 その他

その他所要の規定を整備すること。

第二 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正

一 題名の改正

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の題名を「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に改めること。

二 目的の改正

目的規定における「財産的被害」を「財産的被害及び精神上の苦痛を受けたことによる損害」に改めること。
(第一条関係)

三 共通義務確認の訴えの対象の拡大

1 共通義務確認の訴えの対象となる義務として、次のイ及びロに掲げる者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて、事業者の被用者が消費者契約に関する業務の執行について第三者に損害を加えたことを理由とする当該イ及びロに掲げる者に対する当該イ及びロに定める消費者契約に関する請求（これらに附帯する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求を含む。）に係るものを追加すること。
イ 事業者に代わつて事業を監督する者（以下「事業監督者」という。）（当該被用者の選任及びその事業の監督について故意又は重大な過失により相当の注意を怠つたものに限る。2のイにおいて

同じ。) 民法第七百十五条第二項の規定による損害賠償の請求

ロ 被用者（第三者に損害を加えたことについて故意又は重大な過失があるものに限る。2のロにおいて同じ。） 不法行為に基づく損害賠償の請求（民法の規定によるものに限る。）

2 1の請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては、次に掲げる者を被告とすることができるものとする。

イ 消費者契約の相手方である事業者若しくはその債務の履行をする事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者であつて、当該事業者の消費者契約に関する業務の執行について第三者に損害を加えた被用者を使用するもの（当該被用者の選任及びその事業の監督について故意又は重大な過失により相当の注意を怠つたものに限る。）の
事業監督者

ロ イの事業者の被用者であつて、当該事業者の消費者契約に関する業務の執行について第三者に損害を加えたもの
(第三条第一項及び第三項関係)

3 精神上的苦痛を受けたことによる損害（その額の算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消

費者について共通するものであり、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。）に係る請求に係る金銭の支払義務について、共通義務確認の訴えを提起することができるものとする。

イ 共通義務確認の訴えにおいて一の訴えにより、共通義務確認の訴えの対象となる請求（精神上的苦痛を受けたことによる損害に係る請求を含まないものに限る。以下このイにおいて「財産的請求」という。）と併せて請求されるものであつて、財産的請求と共通する事実上の原因に基づくもの

ロ 事業者の故意によつて生じたもの

（第三条第二項関係）

四 保全開示命令の創設

共通義務確認訴訟が係属する裁判所は、第二条第四号に規定する義務が存すること及び第三十一条第一項の規定により事業者等（事業者、事業監督者又は事業者の被用者をいう。以下同じ。）が特定適格消費者団体に開示しなければならない同項に規定する文書について、あらかじめ開示がされなければその開示が困難となる事情があることにつき疎明があつた場合には、特定適格消費者団体の申立てにより、決定で、事業者等に対して、当該文書について、開示することを命ずることができるものとする。同時に、所要の規定を整備すること。

（第九条関係）

五 共通義務確認訴訟における和解に係る規定の整備

1 共通義務確認訴訟において、第二条第四号に規定する義務の存否にかかわらず、和解をすることができるものとする。

2 共通義務確認訴訟において、事業者等に第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解をする場合に、当該和解において明らかにすべき事項を定めること。

3 共通義務確認訴訟において、消費者の事業者等に対する対象債権以外の金銭の支払請求権（以下「和解金債権」という。）が存することを認める旨の和解をする場合に、当該和解において明らかにすべき事項を定めること。

4 共通義務確認訴訟における和解において、当該共通義務確認訴訟の当事者である特定適格消費者団体が第二条第四号に規定する義務について共通義務確認の訴えを提起しない旨の定めがされたときは、当該定めは、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体に対してもその効力を有するものとする。

（第十一条関係）

六 簡易確定手続開始の申立てに係る規定の整備

1 簡易確定手続開始の申立てをすることができる者に、和解金債権が存することを認める旨の和解によつて共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であつた特定適格消費者団体を追加すること。

(第十三条関係)

2 共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であつた特定適格消費者団体が一定の場合に簡易確定手続開始の申立義務を負わないこととするとともに、簡易確定手続開始の申立義務を負う場合について、その申立期間を四月とし、当該期間の伸長制度を定めること。

(第十五条第二項及び第三項並びに第十六条関係)

七 簡易確定手続に関する公告、通知等の規定の整備

1 簡易確定手続申立団体による公告について、公告事項を追加すること。

2 簡易確定手続申立団体による通知について、簡易確定手続申立団体が公告を行っている旨等の事項を記載する場合には、一部の事項の記載を省略できるものとする。

3 簡易確定手続申立団体の求めがある場合、簡易確定手続の相手方(4及び5において「相手方」という。)は、知っている対象消費者等(対象消費者及び和解金債権を有する消費者をいう。以下同じ。)

に対して一定の事項を通知しなければならないものとする。

4 相手方による公表について、公表事項を整理すること。

5 簡易確定手続申立団体から対象消費者等に関する情報に係る照会がある場合、相手方は回答しなければならぬものとする。

6 その他所要の規定を整備すること。
(第二章第二節第一款第三目関係)

7 内閣総理大臣による判決等に関する情報の公表について、公表事項に簡易確定手続申立団体による公告の概要等を追加すること。
(第九十五条第一項関係)

八 時効の特例に関する規定の整備

1 共通義務確認の訴えの取下げの効力が生じた場合等の時効の完成猶予の特例を定めること。

(第六十八条関係)

2 その他、時効の完成猶予及び更新の特例について、所要の規定を整備すること。

(第四十一条関係)

九 簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧に関する規定の整備

簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧を請求することができる者を簡易確定手続の当事者及び利害関係者を疎明した第三者に限るものとする事。 (第五十三条及び第五十四条関係)

十 異議後の訴訟における訴えの取下げの制限に関する規定の整備

異議後の訴訟においては、訴えの取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする事。 (第六十条関係)

十一 特定適格消費者団体の認定に関する規定の整備

1 特定認定の申請書に添付すべき経理的基礎を有することを証する書類について、所要の規定を整備する事。 (第七十二条第二項第七号関係)

2 特定認定の有効期間は当該特定認定の日における当該特定認定に係る消費者契約法第十三条第一項の認定の有効期間の残存期間と同一の期間とするものとし、特定認定の有効期間の更新がされた場合における特定認定の有効期間は、当該更新前の特定認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して六年とすること。

3 特定認定の有効期間の更新に関し、所要の規定を整備すること。 (第七十五条関係)

十二 被害回復関係業務に関する規定の整備

1 特定適格消費者団体、適格消費者団体その他の関係者は、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないものとする。こと。
(第八十一条第四項関係)

2 報酬及び他の特定適格消費者団体への通知等について、所要の規定を整備すること。

(第八十二条第二項及び第八十四条第一項関係)

3 特定適格消費者団体の財産上の利益の受領の禁止等について、和解等に基づく義務の履行として対象消費者等及び十三の2の消費者団体訴訟等支援法人に金銭その他の財産上の利益を受けさせることを可能とするとともに、所要の規定を整備すること。
(第八十九条第一項から第三項まで関係)

十三 消費者団体訴訟等支援法人制度の創設

1 内閣総理大臣は、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること等の要件に該当すると認められるもの(適格

消費者団体である法人を除く。)を、その申請により、2の業務(3において「支援業務」という。)を行う者として認定することができるものとする。

2 1の認定を受けた特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「消費者団体訴訟等支援法人」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

イ 特定適格消費者団体の委託を受けて、対象消費者等に対する情報の提供、金銭の管理その他の特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務に付随する事務であつて内閣府令で定めるものを行うこと。

ロ 特定適格消費者団体とその被害回復裁判手続に係る相手方との合意により定めるところにより、七の3の通知その他の当該相手方が行うべき被害回復裁判手続における事務であつて内閣府令で定めるものを行うこと。

ハ 被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体に対する助言、被害回復関係業務に関する情報の公表その他の内閣府令で定める事務を行うこと。

二 イからハまでに掲げるもののほか、内閣総理大臣の委託を受けて、判決等に関する情報の公表等を行うこと。

3 消費者団体訴訟等支援法人の認定、支援業務、監督等について、所要の規定を整備すること。

(第四章関係)

十四 罰則

消費者団体訴訟等支援法人に関する所要の罰則の規定を整備すること。

(第六章関係)

十五 その他

その他所要の規定を整備すること。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行するものとする。ただし、第一の六、七及び八の一部の規定、第二の規定並びに二の一部の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、二の一部の規定は公布の日から、それぞれ施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、この法律の施行状況について検討規定を設けるほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から附則第九条まで関係)